

廃棄物海洋投入処分許可申請書

伊建第 1430 号

令和元年 12 月 16 日

環境大臣 小泉 進次郎 殿

申請者

住 所 三重県津市広明町 13

氏 名 三重県知事 鈴木 英敬

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第18条の2第1項~~ 第10条の6第1項の規定により、船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：宇治山田港の港内浚渫によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1 のとおり。）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2020 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 333,000m <sup>3</sup>
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日： 40,000m <sup>3</sup> 2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日： 73,250m <sup>3</sup> 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日： 73,250m <sup>3</sup> 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日： 73,250m <sup>3</sup> 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日： 73,250m <sup>3</sup>
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域内のうち、以下の点を中心とする半径 1km の円に囲まれた範囲内の海域。 北緯 34° 00' 54.0" 東経 137° 24' 37.8" (詳細は別紙-2 のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施する。船舶の航行中には排出しない。（詳細は別紙-3 のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4 のとおり
	監視の頻度	別紙-4 のとおり
備考	<p>1 ※の欄は記載しないこと。</p> <p>2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>	